

## 令和8年度外国人観光客消費拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

外国人観光客消費拡大事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度外国人観光客消費拡大事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	(20点)
(2) 業務遂行能力	(40点)
(3) 企画立案	(120点)
(4) 見積経費	(20点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

令和8年6月24日(水) 時間未定(予定)

場所：未定

詳細な日時やプレゼンテーションの順番は、参加資格要件の確認結果に基づき、該当者に別途通知します。

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分(予定)とします。

イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間(30分を予定)を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査員の点数を合算した総合点数が最大点数の60%未満の場合は、候補者又は次点者を選定しません。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 事業全体の考え方	<p>県の施策や、外国人観光客の受入状況を理解したうえでの提案がなされているか</p> <p>(1) 本業務のねらい、実施方針を十分理解しているか</p>	20
(2) 業務遂行能力	<p>効果的な実施体制、関係機関との連携の提案がなされているか</p> <p>(1) 効果的な運営等ができる体制となっているか</p> <p>(2) 関係機関等との連携が図られる内容で提案されているか</p> <p>(3) 高知県内に本店を有する者、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であるか</p>	40
(3) 企画立案	<p>効果的な企画立案の提案がなされているか。</p> <p>(1) セミナー開催にあたり事業者が参加しやすい形式とし、多言語対応やキャッシュレス化等のメリットがわかりやすい内容になっているか、また、セミナーの内容・情報等が具体的に記載されており、下記内容が含まれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Google マップを活用した集客</li> <li>・ キャッシュレス(キャッシュレス導入を含む)</li> <li>・ 多言語対応や効果的な多言語ポップの作成</li> <li>・ 免税制度(導入方法を含む)</li> </ul> <p>(2) 当事業の内容や意義を十分に周知し、外国人観光客の消費拡大に興味関心を持つ事業者が参加したいと思える手法が提案されているか</p> <p>(3) セミナー参加者が自主的に受入環境整備を整えるための支援体制や手法、また、セミナー後も継続して実施していくためのフォローアップについて具体的に提案されているか</p> <p>(4) 当事業の効果の検証方法について具体的に提案されているか</p> <p>(5) 外国人観光客を新たなターゲットに定める事業者が多言語対応やキャッシュレス化、情報発信、免税店化等を行うための訴求ポイント等が具体的に提案されているか</p>	120
(4) 見積経費	<p>見積は適正かつ安価な提案となっているか</p> <p>(1) 予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか</p> <p>(2) 仕様に掲げた業務経費がすべて計上されているか</p> <p>(3) 工夫により、経費見積額が適正かつ安価となっているか</p>	20